

◇死亡届

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。
戸籍に死亡の記載がされるまで日数がかかります。

◇火葬許可書

死亡届を受理した際にお渡しします。予約された火葬場名をお知らせください。

◇届出地

死亡者の本籍地、届出人の住所地、亡くなられた場所のいずれかの市区町村役所・役場

◇届出人

- ・親族
 - ・同居者
 - ・死亡地の家主・地主・家屋または土地の管理人
 - ・成年後見人・保佐人・補助人
- (登記事項証明書または裁判所の謄本の提出が必要です)

◇必要なもの

- ・死亡届 (右半面の死亡診断書に、医師による証明のあるもの) 1通
- ・印鑑

◇真岡市に届出を提出する場合は

【平日 (8:30 ~ 17:15)】

市役所本庁舎 1階市民課・二宮支所

【夜間 (水・金曜日 17:15 ~ 19:00)】

市役所本庁舎 1階市民課・二宮支所

【休日窓口 (第2・4日曜日 8:30 ~ 17:15)】市役所本庁 1階市民課のみ
上記以外の土・日曜日・祝日・年末年始は市役所の当直担当
なお、夜間休日窓口で届出をお預かりした場合、翌開庁日以降に添付書類の確認等で来庁をお願いすることがあります。

◇死亡の記載をされた戸籍謄本等の発行

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ以下の日数がかかります（土日祝日を除く）

- ・本籍地に届出をした場合→おおむね 7 日
- ・本籍地以外に届出をした場合→おおむね 10 日～ 14 日

※大型連休中に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

※なお、相続等の手続きには、相続人の確定のため亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本が必要となる場合があります。

住民票について ※亡くなられた方が真岡市に住民登録がある場合

◇世帯主変更届

死亡届が提出されると届出を受理した役所から、本籍地及び住民登録地に死亡の通知が送付されますので、住民票について特別な届出は必要ありません。ただし、世帯主が亡くなられた場合、届出の際に新しい世帯主を指定していただくこととなります。（後日変更することは可能です。）

- ・届出される方……新しく世帯主となる方

お問合せ先

市民課 窓口係

電話番号 0285 - 83 - 8117